

岡山県アレルギー疾患医療連絡協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 アレルギー疾患対策基本法〔平成26年6月27日法律第98号〕(以下「法」という。)に基づき、岡山県における総合的なアレルギー疾患対策を推進するため、岡山県アレルギー疾患医療連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 法第13条に規定する岡山県のアレルギー疾患対策の推進に関する事項
- (2) アレルギー疾患に係る診療連携体制の整備並びに情報提供及び人材育成等の推進に関する事項
- (3) その他

(協議会の構成等)

第3条 協議会は、委員18名以内で構成する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。ただし、県職員である委員を会長に選任しないこととする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長が協議会に出席できない場合は、会長が指名する委員に議長を委任することができることとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、岡山県保健医療部健康推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年11月21日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。